

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定項目

色かけの番号は応募用紙の項目番号です。応募用紙の項目への取組が、
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定につながります！

○主に育児をしている労働者を対象とする取組

- (1) 妊娠中および出産後の労働者の健康管理や相談窓口の設置 **48・51**
- (2) 配偶者出産休暇制度など、子育てを目的とした企業独自の休暇制度の創設 **32**
- (3) 育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい育児休業制度や子どもの看護のための休暇制度の実施 **25**
- (4) 「パパ・ママ育休プラス」の制度や専業主婦の夫でも育児休業を取得できることについての周知など、男性の育児休業取得を促進するための措置の実施 **21・26**
- (5) 育児休業中の待遇、育児休業後の賃金・配置その他の労働条件に関する事項についての周知 **26**
- (6) 育児休業期間中の代替要員の確保 **26**
- (7) 育児休業期間中の労働者の職業能力の開発・向上など、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備 **26**
- (8) 育児休業後における原職または原職相当職への復帰 **26**
- (9) 子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするため、出産後も働き続けるキャリアイメージの形成を支援するための研修や、企業トップによる女性の活躍推進に向けた職場風土の改革に関する管理職研修などの実施 **1・4**
- (10) 3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の制限・短時間勤務制度の導入 **25**
- (11) フレックスタイム制度の導入 **16**
- (12) 始業・終業時刻の繰り上げ、または繰り下げの制度の導入 **16**
- (13) 育児・介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度の実施など、労働者が子育てのための時間を確保できるようにするための措置の実施 **25**
- (14) 事業所内保育施設の設置・運営
- (15) 子育てサービス費用の助成、貸し付け
- (16) 子の看護休暇について、1時間を単位とする取得を可能とするなど、弾力的運用の実施 **25**
- (17) 希望する労働者に対する職務や勤務地などの限定制度の導入 **17**
- (18) 育児・介護休業法に基づく育児休業などの両立支援制度全般の周知 **4・21・26**
- (19) 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施 **37・40**

○育児をしていない労働者も含めて対象とする取組

- (20) ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発などによる所定外労働の削減 **6・7・8・9**
- (21) 年次有給休暇取得の促進 **10・11・12・13**
- (22) 短時間正社員制度の導入・定着 **17**
- (23) 在宅勤務やテレワーク（ICTを活用した場所にとらわれない働き方）の導入 **16**
- (24) 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発 **4（類似）**